

2月16日薬務麻薬担当理事者会の報告

麻薬免許について注意点が2点

- ① 免許更新忘れは無免許状態になります、毎年事例があります。＝免許は3年ごとに更新が必要であるが忘れてしまうと無免許状態となる。免許番号の始期2桁は西暦の下2桁になっている。現在は20.21.22から始まる免許番号以外は無効になっています。すでに無効の免許番号を記載してそれで薬局が調剤してしまうと薬局も麻薬の不正譲渡に問われてしまいます。
- ② 1医療機関に2人以上麻薬施用者がいる場合には麻薬管理者の免許が必要です。麻薬施用者の免許とは別です。施用者と管理者は同一の方でも大丈夫ですが、管理者がいない状態だと管理者不在となり法律違反になります。

他の議題について

医薬品添付文書は基本的にペーパーレスになります。外箱にQRコードなどを添付して読み取る形式になる可能性が高い。MRからの情報提供については会社により文書を使用することもあるとのことでした。

モバイルファーマシー＝災害対応医薬品供給車両 ができました。全国で20台目でキャンピングカーを改造したもので薬品棚、水道設備、電源など完備されており調剤関連の仕事が全てできるようになっています。普段は卸業者近くで保管されており大災害で投薬が困難になった際に卸業者が薬品調達を対応して出動できるようにしている。DMATなどと連携する。

麻薬取締捜査課長から薬物犯罪について報告

全国で一番多いのは覚せい剤で二番目が大麻ですが最近大麻が年々増えている。それに加え錠剤型合成麻薬が増えている。

覚せい剤は輸入しないとイケない、輸入前に押収されるケースが多い、しかし大麻は国内栽培ができる。

大麻の逮捕者は30歳未満が2/3と若い人が多い

大麻は以前より海外の情報や誤情報による大麻への誘導が多い

「合法化されている国もある」「癌が治る」「たばこより害が無い」

最近は大麻濃縮物を液体にしたものを電子タバコですえるものがあり濃縮されているため精神症状が強くなる上に普通の電子タバコと思われ怪しまれにくいことから良く使われる

大麻の栽培の事例も増えており通常に売られている野菜作成などの物品を使用して大麻を栽培することができる。